

## 八王子市地域密着型サービス等整備推進事業補助金交付要綱

平成 28 年 3 月 24 日 施行  
令和 5 年 7 月 6 日 改正

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、八王子市介護保険事業計画(以下「事業計画」という。)に基づいて実施する地域密着型サービス施設の整備に対して、東京都が実施する地域密着型サービス等整備推進事業により交付される補助金を主な財源とし、市が予算の範囲内で交付する補助金について、「補助金等の交付の手続等に関する規則」(昭和 35 年八王子市規則第 19 号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第 2 条 この補助金は、介護が必要となった際にも高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るよう、地域密着型サービス等を行う拠点の整備を支援することにより、地域における多様なサービス基盤を確保することを目的とする。

### (補助事業者)

第 3 条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 別表 1 に掲げる地域密着型サービス等の運営事業者
- (2) 別表 1 に掲げる地域密着型サービス等を整備する土地所有者等
- (3) 別表 1 に掲げる地域密着型サービス等を整備する建物所有者

2 「運営事業者」とは、次に掲げる法人とする。

- (1) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 39 条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)に規定する一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を含む。)
- (5) 農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法(昭和 23 年法律第 200 号)に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- (6) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 号に規定する会社
- (7) 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 3 条第 4 号に規定する企業組合

(補助対象事業)

第4条 この要綱における補助対象事業(以下「補助事業」という。)は、補助事業者が行う以下の整備事業とする。

- (1) 別表1に掲げる地域密着型サービス等の施設(サテライト型居住施設・事業所を含む。)を整備する事業
- (2) 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の施設を整備する事業のうち、別表2に掲げる事業

(事業の運営)

第5条 事業の運営については、補助事業者は次の要件を充足するものであること。

- (1) 事業内容が、関連法令等に適合すること。
- (2) 補助事業者は、地域密着型サービス等事業を継続させて行うこと。そのため、整備した建物は、原則として運営事業者が所有権又は賃借権を有すること。
- (3) 運営事業者は、運営する地域密着型サービス等の根拠法令に基づく事業者に指定されているか、又は指定される見込みがあること。

(補助対象経費)

第6条 この補助金の交付の対象となる経費は、補助事業を実施するための経費で、別表3第4欄及び別表4第4欄に定める経費とする。ただし、次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業である場合
- (2) 職員の宿舍、施設の車庫又は倉庫の建設に係る事業である場合
- (3) その他介護施設等の整備に関する事業として適当と認められない場合

(補助金交付額)

第7条 この要綱による補助金の交付額は、次のとおりとする。

(1) 基本単価

第4条(1)に定める補助金の交付額は、別表3第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

(2) 加算単価

第4条(2)に定める補助金の交付額は、別表4第1欄に定める施設等の区分ごとに、対応する次のアの金額とイの金額とを比較していずれか少ない額とする。

- ア 別表4第2欄に定める基準額に別表4第3欄に定める高騰加算補助基準額を加算した額
- イ 別表4第4欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他収入額及び(1)に定める基本単価の交付額を差し引いた額

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、第1号様式に必要な書類を添えて、所定の期日までに市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第9条 市長は、前条の申請を受け、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、第2号様式により当該補助金の交付を申請した者に通知する。
- 2 市長は、前条の申請を受け、補助金を交付することが不適当であると認めるときは、補助金の不交付を決定し、第3号様式により当該補助金の交付を申請した者に通知する。

(変更交付申請)

第10条 前条の規定に基づく決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)が、この補助金の交付決定後、事情の変更により申請の内容を変更して追加の交付申請等を行う場合の手続は、第8条の規定に準じるものとし、第4号様式により行うものとする。

(補助条件)

第11条 この補助金の交付に当たっては、別記1の補助条件を付するものとする。

さらに、第3条第2項(3)から(5)までに定める運営事業者に対して補助する場合には別記2の補助条件を、第3条第2項(6)から(7)に定める運営事業者に対して補助する場合には別記3の補助条件を、第3条第1項(2)に定める土地所有者等に対して補助する場合には別記4の補助条件を、第3条第1項(3)に定める建物所有者に対して補助する場合には別記5の補助条件を併せて付するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助決定者は、別記1の補助条件7に定める補助金の額の確定通知を受けたときは、所定の期日までに第9号様式により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の交付請求を受けたときは、東京都からの補助金の交付額が確定された後に支出するものとする。ただし、東京都が交付決定した補助金額と同一額で交付額が確定されることが明らかな場合は、この限りでない。

(暴力団の排除)

第14条 市長は、八王子市暴力団排除条例(平成23年12月15日八王子市条例第23号。以下「暴排条例」という。)第9条の規定に基づき、以下の排除措置を講じるものとする。

- 2 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。
  - (1) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団
  - (2) 補助事業者の代表者又は役員のうち、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者があるとき。
  - (3) 暴力団若しくは暴力団員を利用している、あるいは資金を提供又は便宜を共用しているなど密接な関係を有すると認められたとき。
- 3 市長は、第9条の交付決定を受けた補助事業者が、前項のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- 4 市長は、必要に応じ補助事業者が本条第2項各号のいずれかに該当するか否かを警視庁に対して確認を行うことができるものとする。
- 5 前項の確認は、第10号様式により行うものとし、市長は補助事業者に補助金の申請時あるいは必要に応じて提出させることができるものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

- 2 この補助金は、「補助金見直し方針」に基づき見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成28年3月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年1月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月6日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月6日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表1

対象施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</li> <li>・地域包括支援センター</li> <li>・認知症対応型デイサービスセンター</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> </ul>

別表2

1 整備区分	2 補助対象事業
(1) 事業者創設型	運営事業者が新たに建物を新築若しくは既存建築物を買い取り、改修して行う整備事業
(2) 事業者改修型	運営事業者が既存建築物を改修して行う整備事業
(3) オーナー創設型	土地所有者等が運営事業者に建物を賃貸する目的で新たに建築物を新築又は既存建築物を買い取り、改修して行う整備事業
(4) オーナー改修型	建物所有者が運営事業者に建物を賃貸する目的で既存建築物を改修して行う整備事業

別表3

1 対象施設	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,480千円	整備床数	<p>事業計画に基づく施設等の整備(施設と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(要綱第6条に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
・小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	11,900千円	施設数	
・地域包括支援センター	1,190千円	施設数	

※上記の地域密着型サービス等の施設及び認知症高齢者グループホームを合築・併設する場合、配分基礎単価を5%増額します。

別表4

1 区分	2 補助基準額		3 高騰加算補助基準額		4 対象経費	5 補助率
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	宿泊定員	基準額	宿泊定員	基準額	以下の整備区分による施設の整備に必要な工事費又は工事請負費並びに工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費(対象経費)の2.6%に相当する額を限度とする。) (整備区分) ①新たに建物を創設 ②既存建築物の買取り・改修 ③所有する建物の改修	10/10
	1人	750,000円	1人	187,000円		
	2人	4,650,000円	2人	1,162,000円		
	3人	8,550,000円	3人	2,137,000円		
	4人	12,450,000円	4人	3,112,000円		
	5人	16,350,000円	5人	4,087,000円		
	6人	20,250,000円	6人	5,062,000円		
	7人	24,150,000円	7人	6,037,000円		
	8人	28,050,000円	8人	7,012,000円		
9人	31,950,000円	9人	7,987,000円			

## 備考

- (1) 本事業は原則として単年度事業とする。2か年以上の継続事業の場合は、本要綱6及び7の補助対象経費及び算定基準に基づき算出した額について、各年度の出来高に応じて、年度ごとに支払うものとする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。  
2か年以上の継続事業の場合は、事業開始年度の補助要綱に定める算定方法を適用する。
- (2) 別表3第4欄及び別表4第4欄の対象経費については、次に掲げる費用について補助対象としないものとする。  
①土地の買収又は整地に要する費用  
②門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用  
③職員の宿舎に要する費用  
④その他施設整備費として適当と認められない費用
- (3) 既存建築物の買取り・改修については、既存建築物の耐用年数から見た残存価値等を考慮し、建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。
- (4) 事業者改修型及びオーナー改修型については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)第24条に規定する財産処分制限が適用されている建物を改修する場合は、補助対象としないものとする。

## 別記1

### 補 助 条 件

#### 1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助事業者に対し、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。
- (2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

#### 2 承認事項

次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、第4号様式によりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、(1)又は(2)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

#### 3 状況報告

補助事業者は、市長から請求があったときは、補助事業の進行状況について、第5号様式により、市長から指定された日までに報告しなければならない。

#### 4 事業遅延等の報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、第6号様式により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

#### 5 補助事業の遂行命令

- (1) 3、4及び6による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、市長は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- (2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、市長は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

#### 6 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に指定する期日までに速やかに、第7号様式に必要な書類を添付して補助事業の実績を市長に報告しなければならない。



## 7 補助金の額の確定

市長は、6の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第8号様式により補助事業者へ通知する。

## 8 是正のための措置

- (1) 市長は、7の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを補助事業者へ命じることがある。
- (2) 6の実績報告は、(1)の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

## 9 決定の取消し

- (1) 市長は、補助事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
  - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
  - ウ 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
  - エ 交付決定を受けた者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (2) (1)の規定は7により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

## 10 補助金の返還

- (1) 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。
- (2) 7により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。
- (3) 市長は、9によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期間を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

## 11 違約加算金及び延滞金

- (1) 補助事業者は、9により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(3) 市長は、(1)又は(2)の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

#### 12 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、市長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

#### 13 財産処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、当該補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

#### 14 財産処分による収入の取扱い

補助事業者が、市長の承認を受けて13の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、市長は、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

#### 15 財産管理

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

#### 16 補助金調書の作成

補助事業者は、補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業が完了する日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

#### 17 帳簿の整理

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

#### 18 消費税等に係る仕入控除税額の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、第11号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費

税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

#### 19 防火設備整備の条件

本要綱第4条(2)の整備事業を実施する場合は、平成25年12月27日に公布された「消防法施行令の一部を改正する政令」(平成25年政令第368号)、「消防法施行規則の一部を改正する省令」(平成25年総務省令第126号)、「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令」(平成25年総務省令第127号)により設置が義務化された防火設備については、義務化の有無にかかわらず本整備と併せて整備すること。

#### 20 第三者委託の禁止

補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

#### 21 事業実施のための契約手続

補助事業者が、補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

#### 22 根抵当権設定の禁止

本事業において補助を受けて地域密着型サービス等の施設を整備する者は、当該施設の土地及び建物について、根抵当権を設定しないこと。

#### 23 その他

この要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがある。

## 別記2

### 特定非営利活動法人等に対する補助条件

交付要綱第3条第2項(3)から(5)までに定める運営事業者に対して小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備費を補助するに当たり、以下の条件を付す。

#### 1 運営組織の適切性に係る条件

法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

#### 2 経理の適切性に係る条件

法人類型に対応して策定されている会計基準(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第4条により認定を受けた一般社団法人及び一般財団法人(以下「公益法人」という。)の場合の「公益法人会計基準」等)に基づき適正に会計処理が行われること又は外部監査を受けること若しくは青色申告法人と同等の記帳及び帳簿書類の保存が行われること。

#### 3 事業の公益性等に係る条件

(1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条に規定する特定非営利活動法人については、同法に基づく特定非営利活動に係る事業費が総事業費のうちに占める割合の80%以上であること。

公益法人については、主務官庁に認可された定款又は寄附行為に定められた事業であって収益事業でないものに係る事業費が総事業費のうちに占める割合の50%以上であること。

農業協同組合法(昭和22年法律第132号)により設立された農業協同組合及び農業共同組合連合会並びに消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)により設立された消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会については、指定地域密着型サービスの事業の運営に関する部分について区分経理を行い、その部分については出資者に対して配当を行わないこと。

(2) 法人の役員、社員、従業員、寄附者又はこれらの者の親族等その他特別の関係のある者に対して特別の利益を与えないこと。

(3) 宗教活動、政治活動及び選挙活動を行わないこと。

#### 4 その他の条件

施設の運営等に関し、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第84条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第60条に定める調査への協力等に係る義務を遵守するとともに、市が必要に応じて行う立ち入り調査についても協力すること。

## 別記3

### 民間企業等に対する補助条件

交付要綱第3条第2項(6)又は(7)に定める運営事業者に対して小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備費を補助するに当たり、以下の条件を付す。

#### 1 運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

#### 2 経理の適切性に係る条件

- (1) それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適正に会計処理が行われること。
- (2) 地域密着型サービスの事業の運営に関する部分について経理区分を設け、他の事業との区分を明確にすること。

#### 3 事業の公益性等に係る条件

宗教活動、政治活動及び選挙活動を行わないこと。

#### 4 その他の条件

施設の運営等に関し、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第84条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第60条に定める調査への協力等に係る義務を遵守するとともに、市が必要に応じて行う立ち入り調査についても協力すること。

## 別記4

### 土地所有者等に対する補助条件

土地所有者等に対して小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備費を補助するに当たり、以下の条件を付す。

#### 1 運営事業者との事前協議

施設整備後に建物を賃貸借する小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の運営事業者が確定しており、事業者と土地所有者等が十分協議の上、建物の設計内容や事業開始後の諸条件(賃料等)について合意していること。

#### 2 運営事業者に係る条件

- (1) 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護運営事業者が、交付要綱第3条第2項(3)から(5)までに定める法人の場合には、別記2の補助条件を満たすこと。
- (2) 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護運営事業者が、交付要綱第3条第2項(6)又は(7)に定める法人の場合には、別記3の補助条件を満たすこと。

## 別記5

### 建物所有者に対する補助条件

建物所有者に対して、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備費を補助するに当たり、以下の条件を付す。

#### 1 運営事業者との事前協議

施設整備後に建物を賃貸借する小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の運営事業者が確定しており、事業者と建物所有者が十分協議の上、建物の改修内容や事業開始後の諸条件(賃料等)について合意していること。

#### 2 運営事業者に係る条件

- (1) 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護運営事業者が、交付要綱第3条第2項(3)から(5)までに定める法人の場合には、別記2の補助条件を満たすこと。
- (2) 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護運営事業者が、交付要綱第3条第2項(6)又は(7)に定める法人の場合には、別記3の補助条件を満たすこと。